

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例（案）概要

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

1 改正理由及び内容

保育室において実施している一時預かり事業の利用料金の単位を日単位から時間単位に変更するとともに、時間区分ごとの利用料金の上限額を新たに設けるほか、所要の規定整備をする。

2 施行期日

令和5年4月1日